

## 書 評 と 紹 介

平井陽一著

### 『三池争議』

戦後労働運動の分水嶺』

評者：戸木田 嘉久

はじめに 著者の基本的視点

1959 - 60年、安保闘争と呼応した三井三池の大争議を主題とした主な著作としては、まずは争議後まもなく出た次の3冊と1つの論文を挙げることができよう。

1. 諫山博著『三井三池』（三一新書，三一書房，1960年9月）
2. 戸木田嘉久著『労働組合はどう変わるか - 三池闘争をへて』（三一新書，三一書房，1961年2月。戸木田著作集第4巻『戦後史における労働組合』労働旬報社，1989年に再収録）
3. 向坂逸郎編著『三池日記』（至誠堂，1961年8月）
4. 清水慎三「三井三池争議」（藤田若雄，塩田庄兵衛編『戦後日本の労働争議』，御茶の水書房，1963年4月）

これらの著書と論文は、いずれも三池争議の余燼まださめやらぬ時期に、日本労働運動の行方をも想定しつつ執筆されている。したがって、その内容は、それぞれの筆者の当時における位置と立場、思い入れを鮮明に反映したものとなっている。

これにたいして三池大争議から40年をへだて

た平井氏の新著では、その後に三池現地で蒐集しえた一次資料をもって、とりわけ職場闘争を中心とした実証的、アカデミックな分析が重視されている。本書が、その存在価値を主張しうるのも、まさにこの点にあるとあってよいであろう。それにしても、なぜ職場闘争の実証的分析が、三池争議研究の中心にすえられたのか。それは、三池争議にたいする、著者の次のような基本的認識によるものであろう（「序章」参照）。

周知のように三池争議の最大の争点は、300名の職場活動家をふくむ、1200名の指名解雇問題であった。著者によれば、この会社側の意図は、「総評の組織綱領草案」（1958年）によって日本労働運動の指針とされるにいたった三池職場闘争の実績、すなわち「経営権の蚕食」ともなった「労働者の職場秩序の形成」を崩し、「麻痺した職場の労務管理機構を再建することにあつた」（本書序章2ページ）とされる。

そして著者は、このような争点の「非和解放的性格」は、「三池労組が当時の炭労や総評の運動に占めていた役割の大きさとも相まって、争議を大規模かつ長期化させる結果となった」（2ページ）という。なお、最終的に争議は組合側の敗北に終わるが、著者は、その運動上の帰結については、次のような認識を示している。「以降、日本では大手民間企業を中心として労使協調的な労使関係が支配的となっていく。その意味で三池争議は『総評型労働運動の上り坂と下り坂を分ける分水嶺』（清水慎三）という位置にあつた」（以上3ページ）と。

本書は、序章で三池争議にたいする基本的な認識と研究の視点を示したうえで、本論は3部、6章をもって構成されている。以下、その要旨

を紹介したうえで、私なりに若干のコメントをつけてみることにしたい。

### 1. 第一部「三池争議の争点」 - 三池職場闘争の到達段階

第一部は、第1章「職場闘争の前提」、第2章「労働者の職場秩序の形成」からなる。ここでは、三池争議の重要な争点となった職場闘争による現場職制の権限規制の「内実」が、実証的に分析されている。すなわち、著者は三池の職場闘争の到達段階を、三池三川鉱二四昇部内の事例をもって提示している。

三池炭鉱は四山、宮浦、三川の3鉱からなるが、最新の三川鉱は最大の規模をもち、また三池労組の最強拠点でもあった。その三川鉱の中でも二四昇部内の払（採炭現場）は、炭層の厚さなんと5.5メートルで払長120メートル、最新のダブルジブ・カッターを導入した二段スライディング払であり、その職場闘争も高レベルに達していた。

本書では、この新鋭機械化払での機械工、採炭工による「生産コントロール」と、同払の採炭前後の鉄柱移動、充填作業における充填工の「輪番制」による職場闘争の成果を事例として挙げ、その詳細が分析されている。この部分は、当時の三池労組三川支部内の一次資料、現場職場分会長からの聞き取り、個人の作業控えノートなどをもとに整理されており、貴重で興味深い叙述となっている。

(1) 採炭の「生産コントロール」は、係員（職員、末端職制）の作業指示下で採炭作業を指揮する払長（鉱員、労組員）にたいして、組合側の職場分会長が介入・協力を求め、ダブルジブ・カッターの進行距離を規制することによっておこなわれた。この規制による「生産コントロール」はどのような意味をもつか。

炭層の厚さ5.5メートル、払長120メートルという優良炭層への新鋭の截炭機の導入は、従来

の採炭労働の熟練を解体し、截炭労働は少人数の機械工の労働に切り替わる。採炭工の労働は、カップ延長、截炭の積み込み、払コンベアーの移設、立柱作業など、事後処理的作業が主なものとなる。これらの作業量は、カッターの進行距離に規制されるが、採炭工賃金は請負給であり、出炭能率によって増大することから、カッターの進行が優先される傾向が強まる。また会社側も、そうすることによって出炭量の増大をはかろうとする。

しかし、その結果、採炭現場の保安は不十分となり労働は強化される。さらに出炭能率の増大は、採炭工の稼得賃金を一時的に増大させるものの、請負賃金の基準となる標準作業量の引き上げによる、賃金切り下げの条件をも生み出すことにもなる。

ダブルジブ・カッターの進行距離の規制、「生産コントロール」は、採炭工の労働強化を阻止し払の保安を保持し、賃金の安定した保障をめざす職場闘争として、つまり、先端的な機械化採炭における職場闘争の問題として、炭労傘下の各炭鉱職場闘争のなかでも、特に注目されたものである。

(2) 本書では、また三池職場闘争の到達段階をしめすいま一つの事例として、三川鉱二四昇部内充填工の立柱、鉄柱とカップ（天盤をささえる鉄の庇）の回収、岩捲（岩と木を組み上げ採掘跡の再崩落を防ぐ）作業における、「輪番制」が取り上げられている。この部分では、同現場で働いていた元充填工の「作業控ノート」も援用されており、著者の記述は、きわめて説得的である。

「輪番制」とは、現場職制の人事権である作業配役（作業割当）の権限を組合の職場分会が掌握し、日々順番に作業箇所の配役を変更する制度である。充填工の賃金も基本的に請負給であり、稼得額は現場職制の不公正な作業配役に

よって、手加減されてきた。これにたいして職場闘争による「輪番制」では、「輪番制割当責任者」を仲間の中から自主的に選出し、配役割当の公正がはかられる。その結果、これまでの差別配役がもたらした作業条件や賃金の不平等がどのように標準化され、労働強化がどのように規制されたか、具体的な事例をもって検証されている。

最新の機械化払における「生産コントロール」と「輪番制」、ここに三池争議が「非和解的対立」となった核心がある、というわけである。

## 2. 第 部「三池争議への道」、第 部「三池争議」 職場闘争史と三池争議の戦線分裂問題

第 部では、このようにまず三池争議の中心的な争点が、典型的な職場闘争の到達レベルをもって明示されている。そのうえで第 部「三池争議への道」では、三池争議にむけて職場闘争が総体的にどのような展開をみせたかという問題、第 部「三池争議」では、三池争議の過程での労働組合側の動揺と分裂の問題があつかわれている。

(1) 第 部「三池争議への道」は、第 3 章「到達闘争」、第 4 章「職場争議」からなる。その内容を私なりの理解で要約しておこう。

もともと、職場闘争は、1952年炭労の63日長期ストライキによる賃金闘争の総括と反省から、53年賃金闘争の「前段闘争」として組織されたことに始まる。三池労組は、53年の「英雄なき113日の闘い」を職場組織と居住組織でたたかい抜いた経験をもって、炭労職場闘争の先頭を切り、とりわけその「到達闘争」が目された。

職場闘争では、職場毎の不均等な発展がさがたい。それは「労働条件と意識」の格差をまねき、組織の分裂にもつながる。これを懸念した三池労組は各職場に交渉権、スト権、妥結権

を委譲し、相互の「到達闘争」によって、職場闘争の総体的な発展と組織強化をはかろうとした。

しかし、会社側にとって三権委譲による「到達闘争」の容認は、現場職制支配の全山的な空洞化につながる。これに対して会社側は、未解決の職場交渉事項の鉱長交渉への引上げ、「職場別ストライキ」に対しては鉱長交渉を拒否、職場分会長の処分攻撃など、基本的原則はゆずらず、「到達闘争」は「半敗北的」な「結末」をもって「収束」することになる（以上、第 3 章）

(2) 第 4 章「職場争議」では、三権委譲が「封印」された「到達闘争」後から、三池争議にいたる職場闘争が扱われる。この時期、「職制支配の排除」をめざす職場闘争は再開され、職場が実力で三権を行使することから、「職場争議」が続発する。

しかし、職場争議は、必然的に「強い職場」での労資の激突となり、「到達闘争」が課題とした職場間の格差是正は背景にしりぞく。それは三池争議の前段状況である。ここでも著者は、最強といわれた三川鉱支部の職場組織およびその職場争議を対象とし、職場争議の原因、入坑拒否戦術、争議の交渉、妥結レベル、職場争議への処分など、労資の対抗点を明示して興味深い。

(3) こうして第 部として「三池争議」が取り上げられる。しかし、ここでは「総資本と総労働の対決」といわれた三池争議の背景と争点、その全体像と経緯が解明されているわけではない。課題とされるのは、「三鉱連の離脱」(第 5 章)と「組合分裂」(第 6 章)問題である。

もちろん、会社側の策動による運動主体の側の動揺と分裂が、三池争議にとって困難な局面をつくり出し、その帰趨を決していく重大な節目となったことは確かであろう。著者は、三鉱

連（三井鉱山炭鉱労働組合連合会）の戦線「離脱」、三池労組の「分裂」、第2組合の発生についても、三池連河野事務局長のノート、三池鉱業所の労務責任者の『日記』と聞き取りなどによって、離脱や分裂の要因と経過を語られており、その努力は評価される。

### 3. 期待したい今後の課題 若干のコメント

三池争議から40年、長年の研究で一次資料を積み上げ、この歴史的な大争議の「非和解的性格」を検証されてきた著者の真摯な研究成果に、私は何よりもまず敬意を表したい。そのうえで、あの争議の当時、九州の炭鉱地帯を労働問題研究の日常のフィールドとしていた一人として、著者のこれからの三池争議研究に期待をこめて、若干のコメントをつけておきたい。

(1) すでに指摘したように著者は、三池の職場闘争の核心は経営権の蚕食をとまなう労働者の職場秩序の形成にあったとされ、ここに三池争議の真の争点もあったと認識されている。だが、三池の職場闘争の背景と性格については、さらにつぎの諸点にも立ち入って論ずる必要があるように思われる。

第一に、当時、炭鉱傘下で先進的な職場闘争で名をはせていた炭鉱としては、三井三池以外にも、九州では杵島、日炭高松、古河目尾などがあった。これらの炭鉱でも、三池の「到達闘争」「職場争議」の時期に前後して、職場既得権の防衛をめぐる大闘争を経験しており（たとえば1957年杵島の「敵よりも一日長く」といわれた96日スト）、三池の職場闘争の展開も、これら諸闘争とも関連させながら位置づける視点が必要かと思われる。そこからは、三井鉱山による「労働者の職場秩序の形成」の阻止、職場活動家をふくむ1200名の指名解雇攻撃が、炭鉱独占、さらには日本独占資本全体に共通する利害であったことが、確認されるからである。

第二に、三池炭鉱をふくむ炭鉱傘下の大手炭鉱各山の職場闘争にかんしては、坑内夫、坑外夫の基準賃金が統一協定で定められており、ここで詳述する余裕はないが、その「山元展開」にさいしての矛盾が内在している。また、各山の職場闘争における要求も、基準賃金が請負給を主体とする坑内直接夫（採炭、充填、仕繰、掘進夫）では標準作業量の引下げ、保障給・諸手当の獲得、基準賃金が相対的に低く、固定給が主体である坑内間接夫（運搬、電気、工作夫）や坑外夫（電気、工作、運搬、選炭、事務夫）では、残業による生活保障（たとえば杵島の「50時間残業保障協定」）や諸手当の獲得などが、ほぼ共通した争点であったことにも注目すべきであろう。

したがって、三池の職場闘争を問題にするときも、三池のみならず炭鉱賃金にかんして普遍的に内在し争点となってきた、こうした諸問題とも関連させて、再整理してみる必要があるのではないだろうか。そうすれば、三池の職場闘争についても「経営権の蚕食」「労働者の職場秩序の形成」といった思考を超えて、より厚味をもった分析ができるのではなからうか。

なお、以上の点にもかかわることだが、著者の三池職場闘争論が、新鋭の機械化採掘にとどまらず、旧い残柱式採掘所での職場闘争、坑内間接夫や坑外夫の職場闘争など、いま少し論及の幅が広げられることも期待したい。

(2) なお本書では、三池争議の真の争点は労働者の職場秩序の維持か、経営権の再建かにあったとされる。また三池争議の敗北にいたる節目として三池連の離脱と三池労組の分裂がとりあげられている。さらに三池争議は、「戦後労働運動の分水嶺」であったとして、総評運動の後退と協調主義的な大企業労働組合運動の定着が結論づけられている。

もちろん、これらは、いずれもそれなりに正

当な主張といえよう。だが、やはり全面的な三池争議論としては、さらに次の諸要件についての分析と総合が期待される。

第一に、三池争議をふくむ当時の炭鉱闘争では、石炭から石油へのエネルギーの転換を不可避とする「エネルギー革命」論、石炭産業「斜陽」論、日本石炭産業の寄生的・停滞的性格、石炭産業合理化審議会「答申」など、主要な政策上の論点への論及と、三井鉱山の合理化計画をめぐる論戦と評価もはずすことはできないのではないか。

第二に、著者自身、今回は「炭労、総評の支援の実態、安保闘争との関係、ホッパーをめぐる攻防などについてはほとんど触れることができなかった」(序章)と、今後の研究課題を留保されており、この面での今後の研究成果も期待したい。さらに私見にわたるが、三池争議については「炭労の支援」ととどまらず、当時の炭労傘下の大手・中小炭鉱の閉山・企業整備・解雇反対闘争、炭鉱失業者の闘争とも関連させて、この争議の位置と役割、限界についてもぜひ言及してほしい。

第三に、「三池争議 戦後労働運動の分水嶺」というとき、著者によれば、それは総評運動の後退、民間大企業組合の右傾化を意味しているように思われる。しかし三池争議を「分水嶺」として、他方で新しい階級的民主的潮流が、統一労組懇運動とかたちで形成されたことも看過できないのではないか。これは三池争議と安保闘争の評価と教訓にもかかわる問題かと思われる。

以上、いずれにしる、三池争議の全面的な解明と評価は、戦後労働運動論の大きな課題としてまだ残されているということであろう。(平井陽一著『三池争議』ミネルヴァ書房、2000年6月刊、v+218+3頁、定価2,800円+税)

(ときた・よしひさ 立命館大学名誉教授)

平英美 / 中河伸俊編

## 『構築主義の社会学』

論争と議論のエスノグラフィー』

評者：野村 一夫

### 社会問題の基礎理論へ

ある状態を問題だと指摘する社会問題研究は、日本の場合、観察可能な事実在即してではなく、ある種の素朴な正義感やイデオロギーに基盤をもつ狭小なパラダイムの中でなされてきたのではないか。社会科学とは言いながら、その認識が一定の感情構造と(結果的に)党派的な解釈共同体に適合的な枠組みに即応する形でのみ洗練化されてきたにすぎないのではないか。私はずっとこのような疑念を抱いてきた。ただ、それが「ある種の問題は指摘され大声で語られるのに、なぜこの種の問題は差別であるとさえ指摘されないのか」といった不満の水準にとどまっていたために、ジェンダーや薬害の問題に対して読者として関心を寄せる一方で、せいぜいダブル・スタンダード問題という形でしか問い直しすることができなかった(「ダブル・スタンダードの理論のために」『法政大学教養部紀要98号社会科学編』1996年)。

ところが健康文化の共同研究に携わるようになって、こうした曖昧な疑念を理論的に解決する必要に迫られた。近代医学は高度に制度化されて権威をもち、それに対して身体に関する言説はかぎりなく主観化されている。この種の研究を始めてから気づいたことだが、社会科学研究者は全般的に医学そのものに対して過剰と言ってもいいほど信仰心が強いのではないだろう

か。手続き過剰な素朴実証主義からすると、医学は「治療」までしてしまう強力な科学として完成されているように見えるせいでもあるし、また、一部の社会学を除くと身体について社会科学する思考トレーニングを積んでいないせいもあって、批判的にあつかうことが困難になっているように思う。しかし科学としての医学そのものの存立根拠を問うことなく、現代の健康文化や医療問題を分析することは不可能である。

そういう事情があって、しだいに社会構築主義に接近して研究を続けてきたのだが、折しも「社会構成主義」「科学人類学」として社会構築主義が紹介されていた金森修『サイエンス・ウォーズ』（東京大学出版会）が昨年2000年7月あたりから読書界で話題となり、そのおかげで、従来「社会学の一領域としての社会問題論」という非常にローカルなところで議論されていた構築主義が、多くの読者をもつ科学論・現代思想の俎上でも大いに議論されるようになった。あとは「流行りもの」として消費されないよう見守っていただけである。

### 構築主義による事例研究

さて、本書は「社会問題の社会学」における社会構築主義関連の基本文献8編を翻訳したアンソロジーである。読みづらい構築主義系の論文がていねいに訳された日本語で一気に読めるのはありがたい。社会学内部の論争とは言え、構築主義にともなうさまざまな問題が先取りの批判的討議にふされていて、熟読したい翻訳書である。

全体は二部構成になっている。前半は「オントロジカル・ゲリマンダリング」をめぐる構築主義論争、後半は具体的イシューに即した構築主義的研究が紹介されている。構築主義のおもしろい部分は事例研究にあるので、まず後半の

論文から紹介しよう。

まずジョエル・ベストの「クレーム申し立てのなかのレトリック」は「行方不明の子ども」(missing children)の言説構築過程を描いたもので、この種の研究論文のモデルになった有名な論文である。ベストは、クレーム申し立てがレトリカルな活動であることに焦点を当て、1981年につくられた「行方不明の子ども」という言葉をどのような人たちがどのような戦略のもとに流布させ、解釈の道筋をつけていったかを追っている。

「行方不明の子ども」の場合は、もともとは離婚した親が子どもを連れ去る事件を扱っていた「チャイルド・ファインド」という組織が、家出や第三者による誘拐をあえて含める形でこの言葉を定義しキャンペーンしたことに始まる。そして「切断され、首を切られ、レイプされ、絞め殺された子どもたちがこの国じゅうにごみのように捨てられている」と警告し、感情を釘付けにしていたのだ。

ベストは、こうした議論が「かけがえのない子ども」「落ち度がない罪のない被害者」「悪としての逸脱者や大衆文化」「政策の不備」などを論拠として使用し、残虐な実例を利用して「行方不明の子ども」問題を反論の余地のないものにすることに成功したと分析している。ベストのこの事例研究は、クレーム申し立てする人たちのレトリカル・ワークの決定的な重要性を強調する点で、典型的な構築主義的社会問題研究のスタイルを提供している。

次の章はウィルバー・J・スコットによる「DSM- における心的外傷後ストレス障害(PTSD)」である。これはアメリカ精神医学会の『精神障害の分類と診断の手引き』第三版(1980年)の改訂において、いかにしてPTSDが採用されたかの政治的プロセスを追ったものだ。DSM- は同性愛を障害からはずした点で

注目されたが、同性愛のあつかいと同様、PTSDのあつかいもきわめて政治的な交渉の産物だった。とくにこの過程において「反ベトナム戦争退役軍人会」の果たした役割を重視して、ルポルタージュのようにその具体的な活動取材している。

しかし、かれの意図はあくまで社会学的なものであって、心的外傷後ストレス障害という客観的な医学知識がたんに社会的構築物であるだけでなく、それがいかにして他の客観的現実（戦争の恐怖の認識、PTSDの臨床事例として治療可能な人びと、患者が保険適用を受ける資格など）を作り出すかを明らかにしている。「心的外傷後ストレス障害の物語により、自然界の秩序がいかにしてその秩序についての説明自体のなかに見出されるのか」ということに私たちは改めて気づかされる」とスコットは言う（227ページ）。クレームとして、あるいは報道として、あるいは科学的解釈として語られる言説のもつ現実構築的な重要性を主張するのである。

第三の事例研究はヴァレリー・ジェネシス「罪としてのセックスから労働としてのセックスへ」である。売春婦の権利擁護団体「コヨーテ（COYOTE）」の明確な主張が、いかにして売春の社会問題性（売春のどこが問題かということ）を大きく転換させていったかについて、三つの言説のアリーナに分けて調査したものだ。

コヨーテは売春を「自発的に選択したサービス労働」であると主張する。つまり第一に売春は労働であって、他のサービス業と同様に尊重されるべきであること。第二に売春婦として働いている女性はそれを自発的に選択していること。それゆえ、第三にそれを選択させないことは公民権の侵害であること。「セックスワーク」「自発的な売春」といったフレーズで売春を再定義しようとするコヨーテの活動は、売春婦を

正当な労働者としてあつかうことによって、現に売春に携わっている女性たちの市民的権利を保護しようというものである。売春が違法行為になって非合法化されているために、売春ビジネスで働く男女は労働者としての法的地位がなく、税金も徴収されず、各種保険・病欠・有給休暇も得られなくなっていると。そして売春の禁止やセックスワークに対するスティグマこそが、売春婦に対する虐待をふくめた深刻な問題を引き起こす原因になっていると主張する。

ジェネシスは、このクレームが「法的取り締まりの言説」「フェミニストの言説」「エイズの言説」のアリーナにおいて、それぞれ対抗言説と出会いながらも、公的に注目されるプロセスを丹念に追っている。

最後の事例研究は、アジア系アメリカ人の入学許可をめぐる議論をあつかったダナ・Y・タカギ「差別から積極的は正策へ」である。これはアメリカのエリート大学がアジア系アメリカ人の入学を差別的に選抜しているとのクレームに対する一連の論争過程をまとめたものだ。

この論文のおもしろいところは、論争が一貫して、たとえば1984年パークレイのアジア系アメリカ人入学者の急激な減少といった統計学的事実をめぐって進行しているにもかかわらず、「どこが社会問題なのか」について二転三転していることの発見にある。つまり最初は「アジア系アメリカ人に対する差別」を問題としたクレームに対して、大学当局は「人口比で見れば過剰な比率であること」を逆に問題だとして対抗した。正反対である。それが焦点を「多様性の危機」へ移すことになったが、さらに新保守主義者によって「積極的は正策がもたらす不公平な定員枠」（いわゆる逆差別）といった議論がまさに同じ統計学的事実に基づいて主張されるにいたった。「諸悪の根元は積極的は正策に

あり」というのである。

クレイムの多様性にもかかわらず、タカギはこれらの論争に関わった多様な立場の人たちに共通の信念があるという。それは、(統計学的)事実をクレイムの主張や反論の証拠として使用できるという信念である。しかし、この論争において明らかなように、その信念に基づく現実のクレイムは水と油である。所詮「何らかの設問に関わる事実とはすべて、その問い自体に依存している」(302ページ)のであって、事実は文脈依存的性質をもつと言わざるを得ない。タカギは言う。「事実それ自体は逆差別というクレイムを正当化しない。正当化するのは人々なのである。」(302ページ)

### 構築主義論争

さて、これらに代表されるような構築主義的事例研究に対して、1985年以降、大きな論争が生じる。いわゆる構築主義論争である。本書の前半には、この論争の主要論文四編がおさめられている。

論争の引き金になったのは、ウールガーとポーラッチの「オントロジカル・ゲリマンダリング」論文(第1章)である。かれらは社会問題の定義主義的アプローチ(いわゆる構築主義的社会問題研究)が共通にもつ議論の構図をマニュアル的に抽出する。さすがにウールガーは、あのラトゥールとともに科学人類学の金字塔的作品『実験室の生活』を著した人だけあって、研究者が身につけた言説構築の手管(かれらは「ムーブ」つまり「差し手」と呼んでいる)を見抜くのがうまい。

かれらによると構築主義系の研究は、対象とする事態についての人びとの定義を問題にするのであるが、その一方で自分たちの分析の前提についてはひそかに自明視するという。つまり「問題であると理解されるべき前提とそうでな

い前提との間に境界線を設ける」という「バウンダリー・ワーク」(境界線を引く作業)をしているという(22ページ)。たとえば、「状態は変化しないのに社会問題の定義は変化する」とか「Xは永遠であるにもかかわらずYはほんの最近である」といったパターンがそれである。

この批判に対して応えたのがイバラとキツセの「道徳的ディスコースの日常言語的な構成要素」論文である。この論文はスペクターとキツセの『社会問題の構築』に続く綱領改訂版と見なすことができる基本論文になる。

かれらは「オントロジカル・ゲリマンダリング」批判などに応えて、従来「想定された状態」と呼んでいたものを「状態のカテゴリー」に置き換えることを対案として提案する。これは、いわゆる客観的な社会的状況についての言及をきっぱり切り捨てて、人びとがその状況に対して駆使するシンボルや言語に研究対象をしぼるという提案のようだ。構築主義はディスコースにのみ言及する、ただしディスコースは言説だけでなく表現行為もふくむものと考えられている。かれらの方針は次のようになる。

「社会構築主義は、シンボルを用いて境界設定された社会的現実(私たちが状態のカテゴリーと呼ぶもの)をメンバーが知覚し、記述し、評価し、それについての行動をする際に拠り所にする固有のやり方を研究するのである。」(61ページ)

構築主義のディシプリンは、もともと指針程度の単純なものだったが、この論争によって一気に理論的洗練がなされたと言ってよいだろう。本書第3章と第4章はその概観を整理した短い論評になっている。

### レトリックとスタイルと場面の理念型

構築主義に入門したばかりの研究者として全

体を通してもっとも興味深かったのは、第2章の本論部分（二から四）だ。このあたりは「使えるマニュアル」として読める。研究プログラムとして提案しているのだから当然といえば当然なのだが、これをもとにすれば『ああ言えばこう言う社会問題の語り方』というハウツウ本ぐらいなら書けそうな気さえする。真摯な提案なのだが、そこはかたないユーモアを感じるのである。それはおそらく「それ、言えてる！」といったような、距離化された実感に由来するのだろう。

イバラとキツセは、社会問題のディスコースにおけるレトリックに四つの次元を区別し、それぞれについての複合の仕方を説明するのが構築主義的社会問題研究の仕事だという。

- (1) レトリックの慣用語（イディオム）
- (2) 対抗（カウンター）レトリック
- (3) モチーフ
- (4) クレーム申し立てのスタイルと場面（セッティング）

たとえば反中絶組織が「かけがえのない無垢な生命が失われる」というクレームをしたときには「喪失のレトリック」という慣用表現が使用されているのであり、それは「保護すべきだ」という道徳的感情を誘引し、うまくいけば「救助者のヒロイズム」も呼び出せるかもしれない。たとえば「レトリックの慣用語（イディオム）」として指摘されているのは、こういう構図を明確に取り出すことのようなのだ。このほか「権利のレトリック」「危険のレトリック」「没理性のレトリック」「厄災のレトリック」といった構図が例示されている。

それに対する対抗レトリックもまた類型化可能である。「自然の成り行きなんだから仕方ない」といった「自然現象化」というレトリックや、コストに見合わないとい退ける「解決にかかるコスト」というレトリック、「やるだけの資

源や能力がない」と退ける「無能力の表明」、  
「それはひとつの見方だね」で済ませようとする「パースペクティブ化」といった類型が例示されている。

モチーフは、これらのレトリックにおいて繰り返されるテーマのことで、疫病、脅威、災難、危機、暗雲、多数の死傷者、冰山の一角、戦い、虐待、隠れたコスト、スキャンダル、時限爆弾などがしばしば使用される。これらのモチーフが一定の文脈にはめこまれることで、クレームは一定の効果を期待することができる。

そして最後はスタイルである。クレーム申し立てがどのようなスタイルで実行されるかが重要な要素となる。それが問題だとクレームが申し立てられるとき、それが「科学的なスタイル」でなされるのか、「コミック（冗談めかした）スタイル」でなされるのか、計算された「演劇的なスタイル」でなされるか、純然たる義憤や怒りによる「市民的スタイル」でなされるかによって成り行きは大きく変わる。

このような言説の実践のありように焦点をしばって研究するのが構築主義的社会問題論の課題であるとかれらは主張するのである。これは非常にすっきりした提案ではないだろうか。

ただし、クレーム申し立ての場面として例示されているメディアの問題は、それほど単純に処理できないように思うし、言説の実践（パフォーマンスの部分）や音楽のような言語化できない表象についての扱い方についても膨大な記述が必要だろう。そうした研究課題を具体的問題研究に即してひとつずつ解決していくことが今後の課題であり、それについてはまだまだやるべき作業が残っていると見えそうである。

（平英美／中河伸俊編『構築主義の社会学』世界思想社、2000年、vi+336頁、定価2,300円）

（のむら・かずお 法政大学大原社会問題研究所

兼任研究員）